

## 令和5年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画の自己評価

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を定めた。

調達等合理化計画に基づく令和5年度の調達に係る自己評価については下記のとおりである。

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,997件、契約金額は799.0億円である。また、競争性のある契約は2,651件(88.5%)、752.4億円(94.2%)、競争性のない随意契約は346件(11.5%)、46.6億円(5.8%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△1件(△0.3%)とほぼ横ばい、金額では7.9億円(20.4%)増加している。金額が増加した主な要因は、日本バイオアッセイ研究センター(令和6年4月に労働安全衛生総合研究所と統合)の移転先施設の賃貸借契約を新たに締結したこと等によるものである。

表1 令和5年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位:件、億円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	( 82.7%) 2,499	( 93.6%) 995.9	( 84.4%) 2,528	( 91.8%) 733.2	( 1.2%) 29	(△26.4%) △262.7
企画競争・公募	( 5.8%) 174	( 2.7%) 29.1	( 4.1%) 123	( 2.4%) 19.2	(△29.3%) △51	(△34.0%) 1.2
競争性のある契約(小計)	( 88.5%) 2,673	( 96.4%) 1,025.0	( 88.5%) 2,651	( 94.2%) 752.4	( △0.8%) △22	(△26.6%) △272.6
競争性のない随意契約	( 11.5%) 347	( 3.6%) 38.7	( 11.5%) 346	( 5.8%) 46.6	( △0.3%) △1	( 20.4%) 7.9
合計	( 100%) 3,020	( 100%) 1,063.7	( 100%) 2,997	( 100%) 799.0	( △0.8%) △23	(△24.9%) △264.7

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

(2) 労働者健康安全機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,190件(47.0%)、契約金額は260.3億円(38.7%)である。

前年度と比較して、件数では128件(12.1%)増加している一方、金額では△69.3億円(△21.0%)と減少している。件数が増加した主な要因は、医療機器に係る保守契約及び営繕工事(設備工事等)が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託(SPD管理業務)の契約額の減少等によるものである。

表2 令和5年度の労働者健康安全機構の二者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	1,472 ( 58.1%)	1,341 ( 53.0%)	△131 ( △8.9%)
	金額	647.8 ( 66.3%)	412.5 ( 61.3%)	△235.3 ( △36.3%)
1者	件数	1,062 ( 41.9%)	1,190 ( 47.0%)	128 ( 12.1%)
	金額	329.6 ( 33.7%)	260.3 ( 38.7%)	△69.3 ( △21.0%)
合計	件数	2,534 ( 100%)	2,531 ( 100%)	△3 ( △0.1%)
	金額	977.4 ( 100%)	672.8 ( 100%)	△304.6 ( △31.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、令和5年度の対令和4年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野

二者応札・応募の改善努力を継続するために、令和5年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。

結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記1.(2)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることのできる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和5年度は4回実施した。

また、適正な契約業務の履行及び合理的な業務運営のため、①労災病院等で共通的に調達されている医療機器の契約価格等の各施設との情報共有、②「契約及び管財業務マニュアル」の改訂、③工事等の契約における競争参加資格要件の基準の見直しを行った。

## 4. 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化を推進した。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和5年度は3回開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和5年9月2日）及び「会計業務打合せ」（令和5年9月5日）において内容の徹底を周知した。